

神戸市年末保育事業運営費補助等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市年末保育事業実施要綱に基づき、年末保育事業（以下「事業」という。）を行う神戸市内の認定こども園及び認可保育所（園）、小規模保育事業、事業所内保育事業（以下「認定こども園等」という。）に対する年末保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 市長は、事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。

(補助金の申請)

第3条 事業者は、前条の補助金を受けようとするときは、「年末保育事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、交付額を決定し、「年末保育事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、事業者に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第5条 事業者は、前条の通知を受けたときは、「年末保育事業運営費補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付は、事業完了後、速やかに交付するものとする。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、主幹局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

年末保育事業運営費補助金の算定方法等

1 補助金額の算定式

(日額)

$$\text{補助金} = (\text{補助基本額}) + (\text{利用料減免額} \times \text{被保護世帯及び市民税非課税世帯に属する児童の延利用人数})$$

2 補助金の算定式に係る単価 (日額)

(1) 補助基本額

日額 60,000円

(2) 利用料減免額 3歳未満児日額 1,600円 (対象児童1人当たり)

3歳以上児日額 1,200円 (対象児童1人当たり)